

内航船 P&I 保険 カーゴインデムニティー



JAPAN P&I CLUB
日本船主責任相互保険組合

カーゴインデムニティー(貨物賠償責任保険)とは

貨物に損害が発生した場合に貨物の運送人（船主）として負うことになった賠償責任や費用をカバーする保険です。

当組合は内航船主の安定的な運営と安全運航をサポートする立場から、船主が責任を負ったときに大きな負担とならないように、考えられるリスクと当組合の保険てん補の範囲、法律や運送契約書式の条項についてご案内します。

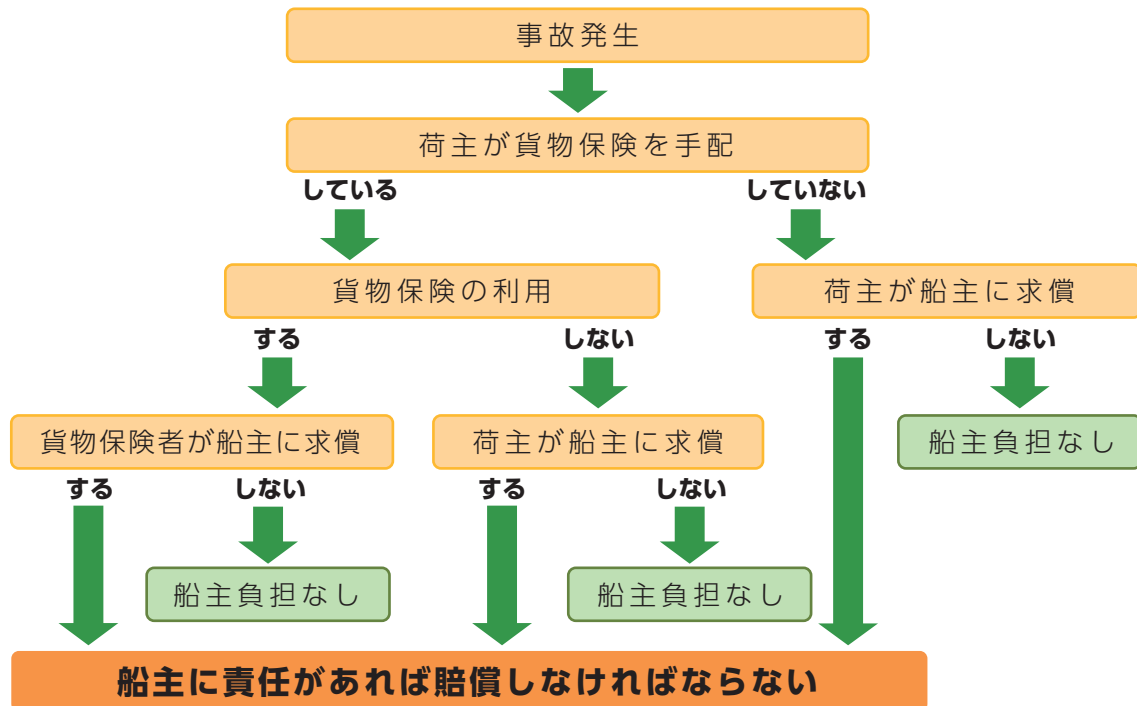
ご契約のおすすめ

船主をリスクから守る

内航海運の商慣習では、貨物損害が発生した場合、荷主が手配している貨物保険で処理し、損害の原因が船主の過失であっても船主に求償しないことが一般的でしたが、近年、船主が荷主から貨物損害について責任を追及されるケースが増えています。荷主が貨物保険を手配していない場合や、貨物保険を手配しているにもかかわらず保険成績が悪化するのを避けるために貨物保険での処理を行わない場合に、荷主は船主に対して損害賠償請求を行うことがあります。

また、法律上は原則として商法が適用されるため、係争に発展した場合には従来の商慣習とは異なる結果になることがあります。さらには、航海用船契約（運送契約）や定期用船契約に基づき船主が貨物損害に対して賠償責任を負うこともあります。詳しくは、4 ページの「法律（商法）による船主の責任」をご参照ください。

貨物クレームの処理



ケース1 クリーントanker：船員のバルブ操作ミスによるコンタミ損害

船員がバルブ操作を誤りハイオクと軽油がコンタミした。また該貨を揚げた陸上タンクに貯蔵されていた貨物にコンタミが発生。荷主は、陸上タンクのコンタミ貨物抜き取り、ライン清掃、貨物再処理、出荷済貨物の回収作業を実施。荷主は貨物保険を付保しておらず、船主に関係費用を請求した。

てん補

- 陸上タンクに貯蔵されていた貨物のコンタミ損害として約 1,000 万円超をてん補（通常の P&I 保険カバー）。
- 本船から揚げた貨物の損害として約 1,500 万円をてん補（カーゴインデムニティーのカバー）。

ケース2 貨物船：貨物の濡れ損害

本船ビルジタンクに開いた穴から船倉内に水が浸入し、貨物（肥料）が水濡れした。船主は用船者経由で荷主に損害貨物の受取りを要請し、該貨は格落ち貨物として売却された。荷主は、貨物保険で処理せず、用船者に対して、格落ち損害と保管、出荷費用の合計 300 万円を請求した。

てん補

- カーゴインデムニティーが付保されていなかったため、船主は 300 万円を自己負担した。

カーゴインデムニティーのてん補範囲

• 貨物の濡れ損害 ハッチカバーからの海水浸入。 タンクトップ、逆止弁、測深管からのバラスト水浸入。 雨濡れ / 汗濡れ。 • 貨物損害（荷崩れ等による） • 揚荷した貨物不足損害 • 沈没、座礁等による貨物全損 • 他の種類、別グレードの貨物のコンタミ損害 （前荷、別タンク / ホールドの積荷の混入）
損害貨物の荷揚げ費用や、荷主によって受取りを拒否された場合等の貨物の処理・処分費用（荷主からの回収分は除く）
荷崩れ等の結果、安全航海継続のために行った仮揚げ、再積付、処分費用（共同海損で処理される部分は除く）
荷主が本船の不堪航を理由に共同海損の負担を拒否した場合の共同海損荷主負担部分

免責金額

保険金の支払いに際しては、カーゴインデムニティーをお申込みいただくときに選択される免責金額が損害賠償金および費用から控除されます。

カバーの種類

オールリスクカバー

貨物や損害の種類を問わず、損害賠償や費用をカバーします。

コンタミ損害限定カバー（タンカーのみ）

貨物損害のうち、コンタミ損害に限定してカバーします。

コンタミ損害除外カバー（タンカーのみ）

オールリスクカバーからコンタミ損害を除外してカバーします。

法律(商法)による船主の責任

内航の貨物運送に適用される商法では、船主による貨物の受取りから引渡しまでの間に貨物に損害が発生したことを荷主が証明すれば、運送人としての船主は貨物損害に対して賠償責任を負います。ただし、貨物の受取り、運送、保管および引渡しについて運送人としての船主が注意を怠らなかったことを証明したときには、責任を負いません。

堪航能力担保義務（商法 739 条）

堪航能力担保義務とは、発航の当時、船舶が予定された航海に堪える能力を有することを担保する運送契約上の運送人（船主）の義務のことですが、船主が堪航能力の保持について注意を怠らなかったことを証明すれば責任を問われません。また、商法は、航海用船契約（運送契約）および定期用船契約で、船主の堪航能力担保義務を免除または軽減する特約を設けることを認めています。

なお、日本海運集会所制定の「内航定期傭船契約書」にも堪航能力担保義務に関する規定がありますが、旧書式（2012 年 1 月改定）と現行書式（2019 年 2 月改定）とでは内容が異なります。旧書式では、「傭船開始の時」だけに課される義務でしたが、現行書式では、「傭船開始の時」に加え、商法と同じく「各航海の開始時」においても課される義務になっています。

航海過失免責

法律は、船主の使用人（船長、船員など）の航行または船舶の取扱い（船舶の操縦など）の過失による損害を免責する特約（いわゆる航海過失免責特約）を設けることを認めています。

たとえば、日本海運集会所制定の契約書式にも航海過失免責特約に相当する規定がありますが、その内容は限定的です。まず、免責対象となる「損害」は、「貨物の損害」に限定され、さらに「貨物の取扱いにおける過失」に起因する貨物損害も免責とはならない点に注意が必要です。

貨物損害について船主が責任を負う期間（商法 585 条）

船主の貨物損害についての責任は、荷主が運送品の引き渡しを受けた日から 1 年以内に仲裁や裁判手続きを始めなければ消滅します。

衝突による損害賠償請求権の時効（商法 789 条）

物損害に対する時効は、事故があった日から 2 年です。人身損害については 5 年間です（民法 724 条の 2）。

東京本部

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目23番1号 アークヒルズフロントタワー 15階

	Tel	Fax	E-mail
契約部 内航チーム	(03)6687-0507	(03)6871-0052	naiko-keiyaku@piclub.or.jp
損害調査第1部 第1チーム	—	—	g1claims@piclub.or.jp

神戸支部

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通5番地 商船三井ビル6階

	Tel	Fax	E-mail
	(078)321-6886	(078)332-6519	kobe@piclub.or.jp

福岡支部

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目14番16号 博多駅前センタービル3階

	Tel	Fax	E-mail
	(092)260-8945	(092)482-2500	fukuoka@piclub.or.jp

今治支部

〒794-0024 愛媛県今治市共栄町2丁目2番地1 しまなみビルディング4階

	Tel	Fax	E-mail
	(0898)33-1117	(0898)33-1251	imabari@piclub.or.jp

コーポレートサイト

www.piclub.or.jp

